

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

|                                    |              |    |
|------------------------------------|--------------|----|
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定           | (防災砂防課)      | 一  |
| ○土砂災害警戒区域の指定                       | (同)          | 三  |
| ○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)               | (都市計画課)      | 三  |
| ○都市計画事業の事業計画変更の認可                  | (同)          | 三  |
| ○都市計画事業の事業計画変更の認可                  | (下水道課)       | 四  |
| ○土地改良区役員の就任の届出                     | (大河原地方振興事務所) | 四  |
| ○土地改良区役員の退任の届出                     | (東部地方振興事務所)  | 四  |
| 公 告                                |              |    |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告       | (環境対策課)      | 五  |
| ○県営土地改良事業変更計画の縦覧                   | (農村振興課)      | 七  |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告       | (契約課)        | 七  |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(十三件) | (同)          | 一〇 |
| 教育委員会                              |              |    |
| ○指定管理者の変更の届出                       |              | 一三 |
| 収用委員会                              |              |    |
| ○塩釜巨理線牛野事件審理の開始                    |              | 一三 |

## 告 示

○宮城県告示第九百六十五号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

域に指定する。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の所在地                       | 建設物の規制に必要となる事項 | 縦覧場所                    |
|-------|---------------------|------------------------------|----------------|-------------------------|
| 下前沢1  | 土石流                 | 白石市白川内親字南上ノ台山、金山、下前、祢宜内      | 次の図のとおり        | 宮城県土木部防災砂防課及び宮城大河原土木事務所 |
| 白川入沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字三賀宮、佐野、入、下前、東熊沢山     |                |                         |
| 白川入沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字三賀宮、佐野、入、下前、東熊沢山     |                |                         |
| 白川入沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字三賀宮、佐野、入、下前、東熊沢山     |                |                         |
| 白川入沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字三賀宮、佐野、入、下前、向ノ前、東熊沢山 |                |                         |
| 白川入沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字三賀宮、佐野、入、下前、向ノ前、東熊沢山 |                |                         |
| 白川入沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字佐野、入、三賀宮、コワノ沢山       |                |                         |
| 白川入沢2 | 土石流                 | 白石市白川内親字佐野、入、三賀宮、コワノ沢山       |                |                         |
| 白川入沢2 | 土石流                 | 白石市白川内親字佐野、入、三賀宮、コワノ沢山       |                |                         |
| 白川入沢2 | 土石流                 | 白石市白川内親字佐野、入、三賀宮、コワノ沢山、下前    |                |                         |
| 安久戸沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字安久戸、大沢山              |                |                         |
| 安久戸沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字安久戸、大沢山              |                |                         |
| 安久戸沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字安久戸、大沢山              |                |                         |
| 安久戸沢1 | 土石流                 | 白石市白川内親字安久戸                  |                |                         |
| 山口沢2  | 土石流                 | 白石市小下倉字山口、高松山                |                |                         |
| 山口沢3  | 土石流                 | 白石市小下倉字山口、山口山、西ノ入            |                |                         |

|                |                 |                 |                 |                 |                      |                      |                 |              |                 |             |                  |                  |                        |                    |               |               |                  |               |                        |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|----------------------|-----------------|--------------|-----------------|-------------|------------------|------------------|------------------------|--------------------|---------------|---------------|------------------|---------------|------------------------|
| 六方山沢1          | 3青根沢2           | 2青根沢2           | 1青根沢2           | 火ノ塚山沢           | 1宮ノ脇上沢<br>2          | 1宮ノ脇上沢<br>1          | 宿沢3             | 宿沢2          | 宿沢1             | 関下          | 井戸沢              | 山田沢2             | 金倉沢1<br>2              | 金倉沢1               | 1穴ノ前沢3<br>2   | 1穴ノ前沢3<br>1   | 穴ノ前沢2            | 穴ノ前沢1         | 山岸沢2                   |
| 土石流            | 土石流             | 土石流             | 土石流             | 土石流             | 土石流                  | 土石流                  | 土石流             | 土石流          | 土石流             | 急傾斜地<br>の崩壊 | 土石流              | 土石流              | 土石流                    | 土石流                | 土石流           | 土石流           | 土石流              | 土石流           | 土石流                    |
| 柴田郡川崎町大字前川字六方山 | 柴田郡川崎町大字前川字沼ノ平山 | 柴田郡川崎町大字前川字沼ノ平山 | 柴田郡川崎町大字前川字沼ノ平山 | 柴田郡川崎町大字前川字火ノ塚山 | 柴田郡川崎町大字支倉字桜沢山、宮脇、雷山 | 柴田郡川崎町大字支倉字桜沢山、宮脇、雷山 | 柴田郡川崎町大字支倉字宿、館山 | 柴田郡川崎町大字支倉字宿 | 柴田郡川崎町大字支倉字宿、山口 | 白石市郡山字館山    | 白石市郡山字井戸、小森下、堤下山 | 白石市郡山字館山、山田沢、横道山 | 白石市郡山字金倉、金山、館山、大萩山、日向山 | 白石市郡山字金倉、金山、館山、大萩山 | 白石市郡山字穴ノ前、寺入山 | 白石市郡山字穴ノ前、寺入山 | 白石市郡山字穴ノ前、穴口山、金坪 | 白石市郡山字穴ノ前、合体沢 | 白石市小下倉字岩下、山岸、天王、コツブウチ山 |

|               |             |                    |               |               |              |              |              |              |                     |                    |                   |                             |                 |                 |                 |                 |                |                |                |
|---------------|-------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|--------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 碁石            | 内木戸         | 3峩々温泉1             | 2峩々温泉1        | 1峩々温泉1        | 2青根温泉の<br>2  | 2青根温泉の<br>1  | 1青根温泉の<br>2  | 1青根温泉の<br>1  | 赤萩                  | 峩々沢                | 黒森山沢3             | 幸吉沢                         | 3松葉森山沢<br>2     | 3松葉森山沢<br>1     | 2松葉森山沢          | 1松葉森山沢          | 六方山沢4          | 六方山沢3          | 六方山沢2          |
| 急傾斜地<br>の崩壊   | 急傾斜地<br>の崩壊 | 急傾斜地<br>の崩壊        | 急傾斜地<br>の崩壊   | 急傾斜地<br>の崩壊   | 急傾斜地<br>の崩壊  | 急傾斜地<br>の崩壊  | 急傾斜地<br>の崩壊  | 急傾斜地<br>の崩壊  | 急傾斜地<br>の崩壊         | 土石流                | 土石流               | 土石流                         | 土石流             | 土石流             | 土石流             | 土石流             | 土石流            | 土石流            | 土石流            |
| 柴田郡川崎町大字支倉字碁石 | 柴田郡川崎町大字内木戸 | 柴田郡川崎町大字前川字峩々、手代塚山 | 柴田郡川崎町大字前川字峩々 | 柴田郡川崎町大字前川字峩々 | 柴田郡川崎町大字青根温泉 | 柴田郡川崎町大字青根温泉 | 柴田郡川崎町大字青根温泉 | 柴田郡川崎町大字青根温泉 | 柴田郡川崎町大字小野字赤萩屋敷、赤萩山 | 柴田郡川崎町大字前川字峩々、手代塚山 | 柴田郡川崎町大字小野字西田、地倉山 | 柴田郡川崎町大字今宿字上ノ台、青根道上、湯坪2号、田中 | 柴田郡川崎町大字前川字松葉森山 | 柴田郡川崎町大字前川字松葉森山 | 柴田郡川崎町大字前川字松葉森山 | 柴田郡川崎町大字前川字松葉森山 | 柴田郡川崎町大字前川字六方山 | 柴田郡川崎町大字前川字六方山 | 柴田郡川崎町大字前川字六方山 |

|              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 青根温泉の<br>311 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 柴田郡川崎町大字青根温泉 |
| 青根温泉の<br>312 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 柴田郡川崎町大字青根温泉 |
| 青根温泉の<br>313 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 柴田郡川崎町大字青根温泉 |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の所在地                            | 縦覧場所                     |
|-------|---------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 向沢    | 土石流                 | 白石市白川内親字三賀宮、向、向ノ前、佐野              | 宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所 |
| 大嶽    | 地滑り                 | 白石市福岡八宮字大嶽後                       |                          |
| 弥治郎北  | 地滑り                 | 白石市福岡八宮字弥治郎北、弥治郎南                 |                          |
| 八宮    | 地滑り                 | 白石市福岡八宮字五百田、番子沢前、中屋敷、小鹿作          |                          |
| 大網前   | 地滑り                 | 白石市福岡八宮字大網前、大網中、大網北、上大網南、弥治郎東、中屋敷 |                          |
| 釜房    | 地滑り                 | 柴田郡川崎町大字支倉字万太郎山                   |                          |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百六十七号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
  - 2 名称 東矢本駅北地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 二 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百六十八号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
  - 2 名称 野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 二 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画法の計画変更を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
  - 女川町
- 二 都市計画法の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業
- 2 名称 女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間
  - 平成二十五年三月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の認可(平成二十五年三月二十九日宮城県告示第二百九十三号)の事業地のうち、宮城県牡鹿郡女川町大字女川浜字大原及び字女川地内において事業地の一部を変更する。

2 使用の部分

都市計画事業の認可(平成二十五年三月二十九日宮城県告示第二百九十三号)に、宮城県牡鹿郡女川町大字女川浜字大原及び字女川地内を追加する。

○宮城県告示第九百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月二日

一 施行者の名称

利府町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

変更なし

2 名称

変更なし

三 事業施行期間

「昭和五十年二月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで」

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第九百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

加美町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

加美町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十三年一月十三日から平成二十九年三月三十一日まで」を「昭和六十三年一月十三日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第九百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十二月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

就任した者

| 就任年月日        | 氏名    | 住 所           | 役職名 |
|--------------|-------|---------------|-----|
| 平成二十六年十一月十三日 | 遠藤 裕一 | 角田市稲置字堂下六十三番地 | 理事  |
| 平成二十六年十一月十三日 | 馬場 二茂 | 角田市神次郎字東高野三番地 | 監事  |

○宮城県告示第九百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、石巻市北方土地改良区の役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十二月二日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

退任した者

|             |         |                  |     |
|-------------|---------|------------------|-----|
| 退任年月日       | 氏 名     | 住 所              | 役職名 |
| 平成二十六年九月三十日 | 吉 田 勝 一 | 石巻市桃生町中津山字町三十七番地 | 理事  |

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県保健環境センター機器移設等業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
  - 3 委託期間 契約締結の日から平成二十七年三月三十日まで
  - 4 委託場所 仕様書による
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてそのものに係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けていること。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加しているものと認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 10 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二二二一―三三三五）へ平成二十六年十二月十七日（水）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県環境生活部環境対策課調整指導班（担当 佐藤浩之 電話〇二二二二二二二二一―二六六二）

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年十二月十日（水）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十七年一月十四日（水）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年一月十五日（木）午後三時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十三階環境生活部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九八条、第九十九条及び第一百零四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : Equipment relocation service to be carried out at the Miyagi Prefectural Institute of Public Health and Environment

2 Period of Commission : March 30, 2015 (Monday)

3 Deadline for Bids : January 14, 2015 (Wednesday), 5 : 00 p.m.

4 Bid Opening : January 15, 2015 (Thursday), 3 : 00 p.m.

5 Contact Information : Hiroyuki Sato, Coordination Guidance Section, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

Tel: 022-211-2662

6 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese

yen

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○県営洲崎地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地防災事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することが出来る。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営洲崎地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地防災事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年十二月二日から平成二十七年一月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所、東松島市役所鳴瀬庁舎

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十七年一月七日
- 2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長あて提出してください。  
送付先 〒九八六〇八一 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二  
電子メールアドレス etsgsinks@pref.miyagi.jp
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、東松島市役所、東松島市役所鳴瀬庁舎で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別には回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十二月二日

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 平成二十六年度県債三一地震災五〇二〇一〇〇二号
- 2 工事名 追波沢川外河川災害復旧工事
- 3 施工場所 一級河川北上川水系追波沢川外 石巻市北上町十三浜字江川地内外
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十年三月二十三日まで
- 5 工事概要 復旧延長 三、一八〇・三メートル  
築堤盛土工 三六、二〇〇立方メートル  
法覆護岸工 三五、四四二平方メートル  
排水工 一式  
排水樋管 六基  
橋梁工（下部工） 三橋

6 予定価格 二、五四七、五九八、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
- 1 共同企業体の結成方法
    - (一) 構成員の数は、三者であること。
    - (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。
    - (三) 結成は、自主結成であること。
    - (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
    - (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。
  - 2 共同企業体の構成員の資格
    - (一) 共同企業体におけるすべての構成員
      - (1) 平成二十六年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（土木一式工事）（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。
      - (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間

中でないこと。

- (3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

- (4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

- (5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

- (8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

- (1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

- (2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

- (3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

- (1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

- (2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

- (3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二―二二―一―三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同一

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年十二月二日（火）から平成二十六年十二月十二日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び平成二十六年十二月二十九日から平成二十七年一月三日まで（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法



1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

### 3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

#### (一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年十二月二日(火)から平成二十七年一月十九日(月)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

#### (二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県庁舎地下一階)

### 4 入札書の提出期限及び場所

#### (一) 提出期限及び方法

平成二十七年一月十九日(月)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

#### (二) 場所 1と同じ

### 5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年一月二十日(火) 午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県庁舎二階)

### 四 入札参加資格の確認等

#### 1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

#### 2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

##### (一) 受付期間及び時間

平成二十六年十二月二日(火)から平成二十六年十二月十二日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

##### (二) 提出場所

三の1と同じ

### 3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

#### 五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

#### 六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

#### 七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

#### 八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とするものがある。

#### 九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

#### 十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第十八号)

第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

- 2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- 十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 3 契約書作成の要否 要

- 4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- 5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型・実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県庁行政舎地下一階）において閲覧できる。
- 6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Services Required : Restoration work on the Oppazawagawa River and other disaster affected rivers
- 2 Application Deadline for Participation in Bidding : December 12, 2014, 5 : 00 p.m.
- 3 Deadline for Bids : January 19, 2015, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan  
Tel.: 022211-3336

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 魚町道路改築工事（平成二十六年度県債復街A七〇〇一〇一〇号）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一〇号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十月十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 奥村・福田・遠藤建設工事共同企業体 代表者 株式会社奥村組東北支店 仙台市青葉区堤通雨宮町二番二十五号

五 落札金額 二十九億九千七百万円（消費税及び地方消費税を除く）

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 南貞山運河外河川災害復旧工事（平成二十六年度県債三一〇一地震災一四三一一〇〇三号）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一〇号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 フジタ・加賀田組・赤坂建設建設工事共同企業体 代表者 株式会社フジタ東北支店 仙台市青葉区国分町二丁目十四番十八号

五 落札金額 三十七億六千万円（消費税及び地方消費税を除く）

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 坂元川外河川災害復旧工事（その三）（平成二十六年度県債三一〇一地震災一四四一一A〇三号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大豊・森本・橋本特定建設工事共同企業体 代表者

大豊建設株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目一番二号

五 落札金額 五十五億二千万円（消費税及び地方消費税を除く）

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 南北上運河外河川災害復旧工事（その一）（平成二十六年年度県債三

一一地震災五〇二四一A〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 安藤ハザマ・深松組・木村土建特定建設工事共同企

業体 代表者 株式会社安藤・間東北支店 仙台市青葉区片平一丁目二番三十二号

五 落札金額 七十七億五千五百万円（消費税及び地方消費税を除く）

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 大原川河川災害復旧工事（平成二十六年年度県債三一地震災五〇一

八一〇〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大和小田急・大木・千葉鳶建設工事共同企業体 代

表者 大和小田急建設株式会社東北支店 仙台市若林区新寺一丁目二番二十六号

五 落札金額 三十一億円（消費税及び地方消費税を除く）

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 中島川外河川災害復旧工事（平成二十六年年度県債三一地震災五〇

二〇一〇〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大林組・若生工業・木村土建特定建設工事共同企業

体 代表者 株式会社大林組東北支店 仙台市青葉区上杉一丁目六番十一号

五 落札金額 四十八億八千五百万円（消費税及び地方消費税を除く）

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 真野川外四河川災害復旧工事（その二）（平成二十六年年度県債三一

一地震災五〇一五一〇〇二号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社大林組東北支店 仙台市青葉区上杉一丁目

六番十一号

五 落札金額 六十二億九千八百五十万円（消費税及び地方消費税を除く）

- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 面瀬川河川外災害復旧工事(その一)(平成二十六年年度県債三二一地震災六〇〇五―A―〇一号)
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 五洋・徳倉・東北リアライズ特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設株式会社東北支店 仙台市青葉区二丁目十六番二〇号
- 五 落札金額 五十五億三千二百万円(消費税及び地方消費税を除く)
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 青野沢川河川災害復旧工事(その一)(平成二十六年年度県債三一―地震災六〇〇三―〇〇三号)
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社竹中土木東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目四番三十三号
- 五 落札金額 二十七億七千九百万円(消費税及び地方消費税を除く)
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月二十六日

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 大曲浜(矢本工区)林地荒廃防止施設災害復旧工事(平成二十六年年度県債二三―施災第一二―〇〇一―〇一号)
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東洋・本間・久本特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設株式会社東北支店 仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号
- 五 落札金額 三十四億二千四百万円(消費税及び地方消費税を除く)
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 大曲浜(浜市工区)林地荒廃防止施設災害復旧工事(平成二十六年年度県債二三―施災第一二―〇〇二―〇二号)
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東亜・寄神・木村土建建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社東北支店 仙台市青葉区中央二丁目八番十三号
- 五 落札金額 三十三億三千三百万円(消費税及び地方消費税を除く)
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 津谷川河川災害復旧工事（その一）（平成二十六年年度県債三二一地震災六〇五三〇〇一号）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 竹中土木・橋本店・寄神建設 建設工事共同企業体 代表者 株式会社竹中土木東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目四番三十三号
- 五 落札金額 三十二億六千三百万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年十二月二日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る建設工事の名称 中島地区海岸外災害復旧工事（その二）（平成二十六年年度県債三一一地震災六二五二一A〇二号）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 五洋・みらい・徳倉特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設株式会社東北支店 仙台市青葉区二丁目十六番二十号
- 五 落札金額 百十三億円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月九日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十八号  
公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。  
平成二十六年十二月二日

宮城県教育委員会

- 一 公の施設の名称 宮城県ライフル射撃場
- 二 変更後の指定した団体の主たる事務所の所在地 仙台市青葉区台原二丁目五番四十一号 ロフティー台原Iー1ー1 水谷栄司方
- 三 変更年月日 平成二十六年十月一日

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第二十一号  
宮城県起業の県道塩釜亘理線改築工事に係る土地収用事件（塩釜亘理線牛野事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。  
平成二十六年十二月二日

- 宮城県収用委員会
- 一 日時 平成二十六年十二月十五日（月）午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等